（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2　津軽土地改良建設事務所に、次長二人を置く。

3～9　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～14　（略）

15　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

16　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所、糀屋ダム管理所及び湖北支所を置く。

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　国営の吉野川下流域農地防災事業に関する事務を分掌させるため、中国四国農政局に、四国東部農地防災事務所を置く。

2　四国東部農地防災事務所に、次長二人を置く。

3　次長は、所長を助け、四国東部農地防災事務所の事務を整理する。

4　四国東部農地防災事務所に、次の三課並びに用地調整官、技術専門官及び環境専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
用地課
工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

7　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。

第二百六十四条　削除

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2　津軽土地改良建設事務所に、次長一人を置く。

3～9　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～14　（略）

（新設）

15　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所及び糀屋ダム管理所を置く。